

改正

平成27年3月31日条例第26号

令和3年3月31日条例第25号

沖縄県宅地建物取引業免許申請等手数料条例をここに公布する。

沖縄県宅地建物取引業免許申請等手数料条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第228条及び宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号。以下「法」という。）第16条の19の規定に基づき、宅地建物取引業免許申請等に係る手数料に関し必要な事項を定めるものとする。

(免許申請手数料)

第2条 法第3条第1項の規定により宅地建物取引業の免許を受けようとする者は、免許申請手数料を納めなければならない。

2 前項の免許申請手数料の額は、33,000円とする。

(免許更新申請手数料)

第3条 法第3条第3項の規定により宅地建物取引業の免許の更新を受けようとする者は、免許更新申請手数料を納めなければならない。

2 前項の免許更新申請手数料の額は、33,000円とする。

(受験手数料)

第4条 法第16条第1項の規定により行う宅地建物取引士資格試験（以下「試験」という。）を受けようとする者は、受験手数料を納めなければならない。

2 前項の受験手数料の額は、8,200円とする。

3 法第16条の2第1項の規定により知事が試験の実施に関する事務を行わせることとした者（以下「指定試験機関」という。）が行う試験を受けようとする者は、第1項の受験手数料を当該指定試験機関に納めなければならない。

4 前項の規定により指定試験機関に納められた手数料は、当該指定試験機関の収入とする。

(登録手数料)

第5条 法第18条第1項の規定により宅地建物取引士資格登録簿への登録を受けようとする者は、登録手数料を納めなければならない。

2 前項の登録手数料の額は、37,000円とする。

(登録移転申請手数料)

第6条 法第19条の2の規定により宅地建物取引士資格の登録の移転の申請をしようとする者は、登録移転申請手数料を納めなければならない。

2 前項の登録移転申請手数料の額は、8,000円とする。

(交付申請手数料)

第7条 法第22条の2第1項又は第5項の規定により宅地建物取引士証の交付を申請しようとする者は、交付申請手数料を納めなければならない。

2 前項の交付申請手数料の額は、4,500円とする。

(有効期間更新申請手数料)

第8条 法第22条の3第1項の規定により宅地建物取引士証の有効期間の更新を申請しようとする者は、有効期間更新申請手数料を納めなければならない。

2 前項の有効期間更新申請手数料の額は、4,500円とする。

(再交付申請手数料)

第9条 宅地建物取引業法施行規則（昭和32年建設省令第12号）第14条の15第1項の規定により宅地建物取引士証の再交付の申請をしようとする者は、再交付申請手数料を納めなければならない。

2 前項の再交付申請手数料の額は、4,500円とする。

(手数料の納付時期)

第10条 手数料は、免許等を申請する際に納めなければならない。

(手数料の不還付)

第11条 既に納められた手数料は、還付しない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(過料)

第12条 詐欺その他不正の行為により、手数料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

(規則への委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成27年3月31日条例第26号）

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の沖縄県宅地建物取引業免許申請等手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請を受理したものから適用し、同日前に受理したものについては、なお従前の例による。

附 則

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。